

公布された条例のあらまし

佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例（条例第二七号）

1 この条例は、歯と口腔くわうの健康づくりが県民の健康の保持増進及び食育の推進に果たす役割の重要性にかんがみ、本県における歯と口腔くわうの健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医療関係者、教育関係者、保健福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔くわうの健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 歯と口腔くわうの健康づくりについての基本理念を定めることとした。（第二条関係）

3 県の責務、歯と口腔くわうの健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するに当たつての市町との連携協力等について定めることとした。（第三条）第五条関係）

4 歯科医療関係者、教育関係者、保健福祉関係者、事業者、保険者及び県民の役割について定めることとした。（第六条）第九条関係）

5 歯と口腔くわうの健康づくりに関する基本的な事項について定めることとした。

(1) 県歯科保健計画の策定（第一〇条関係）

(2) 市町が効果的に歯と口腔くわうの健康づくりの推進に取り組むための指針の策定（第一条関係）

(3) 科学的根拠に基づくしゅく予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進（第二二条関係）

(4) 歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障害者等に対する支援（第一三条関係）

(5) 八〇二〇運動推進週間による普及啓発（第一四条関係）

(6) 県民歯科疾患実態調査の実施（第一五条関係）

6 この条例は、公布の日から施行することとした。